



あいづ

〔発行〕自治労

福島県本部会津総支部

〔所在地〕会津若松市西栄町

7-9 会津労働福祉会館2階

〔連絡先〕

jitirou.aizu@gmail.com

(携帯) 090-3361-8400

紙面学習

シリーズ⑭ 『公務員の労働三権』

組合員の皆さんと一緒に学んでいく『紙面学習』の14回目です。ぜひ、これを基に職場の仲間の皆さんと話合ってみてください。

▼紙面学習シリーズの14回目は、「公務員の労働三権」についてです。ご一緒に学習していきましょう。

▼人事院勧告が8月上旬に迫っています。7月24日には、日比谷公園大音楽堂において、人勸期中央決起集会が開催されます。全国から約2千人の公務職場の労働組合員が結集し、人事院交渉の支援行動やデモ行進を行います。そこで今回は、なぜ「人事院（人事委員会）勧告制度」なるものがあるのか？その理由について学習していく内容になります。

▼一般的に労働者は、憲法第28条によって労働基本権（労働三権）が保障されています。労働三権とは次の通りです。

【団結権】労働組合をつくる権利、加入する権利

【団体交渉権】労働者の賃金や労働条件を維持向上させるため組合が使用者と交渉する権利

【団体行動権（争議権Ⅱスト権）】要求獲得のために団体行動（ストライキや集会など）をする権利

【図表1】公務員の労働三権の状況

	自治体	適用法律	団結権	団体交渉権	団体行動権
一般職の地方公務員	非現業職 ・保育士 ・保健師 ・看護師 ・幼稚園教諭を含む	地方公務員法 [労働基準法] ※[]内は、併せて適用される法律（以下同じ）	○ 地方公務員法第52条	△ 地方公務員法第55条 ※交渉・書面協定は認められているが、協約締結権は認められていない。	× 地方公務員法第37条 
	現業職 ・校務技師 ・学校給食調理師 ・調理師 ・運転技師	地方公営企業労働関係法 [地方公務員法] [労働組合法] [労働関係調整法] [労働基準法]	○ 地方公営企業労働関係法第5条	○ 地方公営企業労働関係法第7条	× 地方公営企業労働関係法第11条
	公営企業職 ・水道 ・下水道 ・ガス ・公立病院等の公営企業職員	地方公営企業労働関係法 [地方公務員法] [労働関係調整法] [労働基準法]	○ 地方公営企業労働関係法第5条	○ 地方公営企業労働関係法第7条	× 地方公営企業労働関係法第11条

▼では、公務員はどうなのか？【図表1】をご覧ください。

当面の日程

■7月19日（金）

○13:00県本部労働学校①
(福島市・杉妻会館)

■7月20日（土）

○9:00県本部労働学校②
(福島市・杉妻会館)

■7月24日（水）

○13:30人勸期中央決起集会
(日比谷公園大音楽堂)

■7月26日（金）

○18:30第2回総支部役員選委
(会津労働福祉会館)

学習の強化と交流で組織を強化しよう！

▼本来、公務員も労働者なのでから、労働三権は全て認められるべきですが、日本の現在の法制度では、【図表1】の通り、完全には適用されていないという大きな問題があります。

▼一つずつ見ていきましょう。

まず【団結権】は全職種「○」です。労働組合をつくり、それに加入する権利があるということです。

次に【団体交渉権】は、非現業職だけ「△」になっています。交渉と書面協定は認められています。ですが、協約締結権がありません。 「(労働)協約」とは、一般的に団体交渉により、労働組合の代表者(委員長)と当局の交渉事項について権限を与えられた者(総務部長等)とが、書面により取り交わすもので、就業規則よりも優先される非常に強力な取り決めとされています。これを締結する権利がないという訳です。これに対して「(労使)協定」とは、一般的に、労働基準法等の例外的な部分について、書面により労使で取り交わすものです。代表的なものに「36協定」があります。要は、交渉結果の備忘録的なものを労使で取り交わすことはできて、条例規則等よりも優先される

ような協約を締結する権利はないということ。ただ、現業職や公営企業職には、この協約締結権もあることをお忘れなく。

最後に【団体行動権】です。前述の通り、要求獲得のために団体行動(ストライキや集会など)をする権利です。これは全ての職種で「×」となっています。憲法第28条では、労働者の労働基本権(労働三権)を保障しているにもかかわらず、「地方公務員が全体の奉仕者として公共の利益のために勤務するという特殊性を有する」として法律で、団体交渉権の一部(協約締結権)や、この団体行動権を認めないのです。こういった制約があり、民間のように労使交渉で給与等を決めることができないことから、その代償措置として「人事院(人事委員会)勧告制度」が設けられた訳です。話を「団体行動権」に戻しますが、「ストライキや集会の権利が認められていないのに、自治労本部からスト等の指令がくるのは何で？」という素朴な疑問が湧いてくると思います。少し説明しますが、毎年2月に「スト批准投票」というものがあると思えます。これは、「年間を通じて一波につき2時間を上限とするストラ

イキを含む闘争指令権を自治労中央闘争委員会に委譲することについて組合員の承認を求めるとあること。これが批准されることにより、自治労本部から「スト等の指令」がきて、これに基づいて各単組がスト等を行う仕組みになっています。仮に単組独自課題でスト等を行う場合でも、自治労本部からの指令を受けるかたちになります。そうすることで、スト実行により組合員に不利益が生じた場合でも、自治労が責任をもって補償するかたちになっているのです。

▼以下、自治労本部HPより転載します。「自治労は、これまで公務員にも労働三権が完全に適用されるべきであり、それが世界の常識である」と訴えてきました。特に、消防職員には団結権すら認められておらず、このことは国際社会からも批判を受け続けてきました。私たちは権利回復を求める運動を展開する一方、自治体では今の法律、条例のもとで最大限可能な範囲まで、交渉を粘り強く積み重ね、成果を獲得して行くことが必要なのです。」

人事院勧告制度特集



編集後記

▼さて、梅雨空の三連休でしたが、皆さんのように過ごされたか？

自分は、この機関紙作成を含め、ほぼ在宅ワークでした(笑)

▼この歳(?)になつたからこそ、若い皆さんへお伝えしたいことがあります。「早めに、趣味を確立した方がいいですよ」ということです。それも、一人でできる趣味で、アウトドアとインドアの一つずつ。天気が悪い時に「することがない」なんてことのないように。「趣味は何ですか?」と聞かれて即答できないようではダメですよ。(坂内)



総支部HP

会津総支部ホームページのトップページです。



機関紙

総支部機関紙のバックナンバーは、こちらから。

